

東京都立図書館協議会 第30期第4回定例会議事録

令和4年7月4日（月）
オンライン開催（都立中央図書館4階第3研修室）
午後1時00分～午後2時33分

出席者名簿

委員

(欠席者)

五十嵐俊子委員 古屋真宏委員
植村八潮委員 小田光宏委員
久我尚子委員 関根千佳委員
新居みどり委員 松本直樹委員
和気尚美委員 赤羽淳子委員
橘雅子委員

小林正基委員

都立図書館幹部職員

中央図書館長、教育庁次長 管理部長 総務課長 多摩図書館長
企画経営課長 サービス部長 資料管理課長 情報サービス課長

事務局

企画経営課課長代理 企画経営課企画経営総括担当
企画経営課企画経営担当

教育庁

地域教育支援部長 地域教育支援部管理課長
管理課課長代理 社会教育施設担当

配布資料

資料1 第1回 利用者に応じたサービス部会 提言(案)

資料2 第1回 利用者に応じたサービス部会 発言要旨

資料3 第30期東京都立図書館協議会について

資料4 協議スケジュール案

第30期東京都立図書館協議会委員名簿

東京都立図書館幹部職員等名簿

東京都立図書館協議会第30期第4回定例会

令和4年7月4日（月）

午後1時00分開会

【企画経営課長】 本日は、お忙しいところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。ただいまから第30期第4回東京都立図書館協議会を開会いたします。私は事務局を務めます、東京都立中央図書館管理部企画経営課長の福嶋でございます。

まずは、配付資料の確認、情報公開、本日の次第等について、ご説明をいたします。

配付資料の確認になります。配付資料につきましては、事前に事務局から送付しております。次第に配付資料の一覧を載せておりますが、不足等がございましたら、チャットに書き込んでいただけますでしょうか。事務局から送付いたします。

次いで、会の成立についてです。本日は小林委員がご欠席です。本協議会は委員の半数以上の出席をもって成立となりますため、定足数を満たしており、会は成立しております。

次いで、情報公開、傍聴人についてです。

この会の情報公開について、ご説明申し上げます。当協議会におきましては、会議は原則として公開としております。会議の内容は、委員のお名前を伏して議事録を作成し、都立図書館のホームページ等により公開いたします。また、記録のため、Microsoft Teamsのレコーディング機能を使いまして録画等をしております。

なお、本日の傍聴者はいらっしゃいません。

次いで、本日の予定です。次第をご覧ください。

本日は、議事として、5月30日に開催されました第1回利用者に応じたサービス部会における検討結果を基にご協議いただく予定となっております。

「協議の視点」は資料3にまとめておりますが、今回の部会での「協議の視点」は「デジタルの力を活用し、様々な理由で来館が難しかった方など、誰もが利用したいと思う図書館の実現に向け、具体的な利用者像を想定しつつ、充実すべき取組を検討する」としております。

それでは、これからの議事進行につきましては、小田議長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【小田議長】 小田です。よろしくお願いいたします。

今、ご説明ありましたように、本日は第1回の利用者に応じたサービス部会の検討結果を

基に、そしてまた、先ほど補足がありましたように、「協議の視点」を確認いたしましたので、これを基にご協議いただく予定になっています。

部会は副議長の松本さん、それから、久我さん、新居さん、和気さん、赤羽さんの5名で構成しています。

それでは、利用者に応じたサービス部会の部会長、松本さんから説明をお願いいたします。

【松本副議長】 それでは、私から部会の検討及びその結果の説明について、20分間ほどお時間を頂きまして、ご説明させていただきたいと思います。

今、事務局からも話がありましたが、5月30日に対面及びオンラインで部会を開催いたしました。

今回の部会の進め方ですけれども、想定される利用者を6つのグループ、類型に分けた上で、各委員から10分程度、ご専門の観点からプレゼンをしていただきました。

それぞれのプレゼンの後で、質疑あるいは意見交換等を行って、それを受けて、後日、私のほうで、今日お示しする資料1の案を作成いたしました。その資料1につきましては、委員の方々に一度ご確認いただき、修正をした上で、さらにもう一度確認をしていただくという手順をとりました。

今日は資料1に沿ってご説明させていただきたいと思いますが、定例会ということですので、ぜひ皆様から、資料1に対してご意見や、あるいはご質問を頂ければと思っております。

また、プレゼン等で貴重なご意見あるいは分析等をしていただいたのですけれども、デジタルという観点をうまく酌み取れていないものもございますので、ぜひご参加の皆様から、そういった観点からもご意見、あるいはご質問を頂ければと思います。私から説明をさせていただいた後に、委員の方々からもし補足、あるいは追加の意見等があれば頂ければと思っております。

それでは、資料1をご覧ください。併せまして、資料2も適宜ご参照ください。

資料2の修正は委員の方々にも行っているかと思うのですけれども、項番が一番右側の列についているかと思えます。そちらの項番のほう、後で触れさせていただきますので、ご確認いただければと思います。

では、資料1の「提言（案）」ということでご説明をさせていただきます。

全体では1から5までありまして、それぞれの利用者に応じたもの、それぞれのものを挙げております。

資料が前後して大変申し訳ないのですけれども、資料3で、今回の協議テーマ全体としては「都立図書館のDXとその先にあるサービス」というものがあるわけでした、昨年度はこのうちの2の(1)「DXによる利便性向上」というのを部会、定例会でご議論いただいたわけでした。今回はその(2)「利用者に応じたサービスの進化」ということでした、ここに「想定される利用者像」というのがありますので、これに沿って部会で議論し、また、今回まとめの枠といたしましょうか、そのような形で使わせていただいております。

それでは、資料1に基づいて説明をさせていただきます。

1「図書館利用に障害のある市民」ということで、ここでは、①「関係者の人材育成支援」です。国の読書バリアフリー法、それから、読書バリアフリー計画、それから都道府県でも、今、読書バリアフリー計画の策定が進んでいるようなのですけれども、こういったことから、視覚障害者に対する資料整備が求められています。都内図書館でアクセシブルな書籍製作、具体的には近年ですとデージーなどが多いわけですが、そうしたものに携わる人材育成の資質向上のため、オンラインによる講座を実施する。

これは基礎自治体でも実施はされているわけですが、都内で十分できていないところもありますので、オンラインという方法を使うことで、より広範にこうしたノウハウを伝えることができるのではないかと。対象者としては、図書館職員、それから、実際にはボランティアの方などが携わることが多いですので、そうした方々にも対象とするということです。

②として「民間のアクセシブルな電子書籍の基盤整備」ということで、これもバリアフリー法あるいはバリアフリー計画等で、視覚障害者が利用しやすい電子書籍の販売等の促進がうたわれております。それを踏まえて、近年ですと、例えばメディアドゥという会社などが、「アクセシブルライブラリー」といったものを提供しています。そうした民間のアクセシブルな電子書籍配信サービス、そうしたもののライセンス契約を結んで、都内の視覚障害者、あるいは基礎自治体を通じてもいいかと思うのですけれども、提供するということが考えられるのではないかとということです。

3番目として、「都内の障害者サービスの非実施図書館の補完」です。都立図書館では、東京都公立図書館調査を実施しております。そちらのほうを見ますと、自治体の中には対面音訳サービスを実施していないところがあります。そうした対面音訳サービスが十分実施されていない地域の市民を対象に、オンラインによる対面音訳サービスを実施してはどうかと。これは、コロナの中で、幾つかの自治体で実施をされているものです。

4番目として、「ユニバーサルデザイン」ということで、これは前回の提言案でも挙げられているものですが、図書館のサービス、施設などについては、ユニバーサルデザインの考え方、これを徹底する必要があるだろうということです。

資料2の項番を参照することを忘れていましたが、①については資料2の2番、②に関しては3番、③に関しては4番、④については1番ということです。

それから2番、「日本語以外を母語とする市民」に行きたいと思います。こちらは、資料2に関しては5番、7番、8番、9番、13番、14番で、非常に多く部会では挙げられていたことではありますけれども、「場所を介した交流機会の提供（DXとの関連性）」と書いてあります。ここは、こういったことが重要だねという話は出たのですけれども、DXという観点、あるいはデジタルという観点が弱いので、ぜひ皆さんからご意見を頂きたい部分であります。

「図書館の場所、空間の価値を活かす活動」、そうしたものが近年注目されているわけですが、日本語以外を母語とする市民が居場所として、あるいは交流の機会として、図書館を利用できるような環境を整備してはどうかということです。

②「デジタル技術を学び合う」ということで、こちらは発言要旨の16あるいは17などが関係するのですけれども、日本語以外を母語とする市民にIT講習会や情報検索などの講師となってもらうというものです。デンマークの事例などが紹介されていたのですけれども、ピアサポートでやってみようというものです。ピアサポートというのは、今、大学などでも、学生同士で教え合うことがよく行われるようになっているのですけれども、同じような立場の人がお互い支え合うという考え方です、そうした立場であるからこそ分かる部分もあると思いますので、そうしたことをやってはどうか。

③、こちらは発言要旨の6番あるいは10番などに関わりのある部分ですが、日本語以外を母語とする市民のために、サインを外国人にも分かりやすい「やさしい日本語」と英語中心で整備をするというものです。英語となっていますが、英語以外を母語とする市民、多くいらっしゃるわけです。けれども、英語からであれば、自身のデバイス、スマホ等での翻訳も容易である、誤訳も少ないということもあります。確かにいろいろな言語があるわけですが、英語を中心にやっていくということが重要ではないかというご意見が出されておりました。

併せまして、情報発信ということで、ウェブ上の情報、これについては一定程度、多言語化されているわけですが、今後も引き続き「やさしい日本語」や、あるいは英語を中心

に情報発信をしていくということです。

④「図書館の情報発信のあり方」は、発言要旨の5番、7番、19番と関わりがあるのですけれども、日本語以外を母語とする市民に対して、積極的にSNSで情報発信をするというものです。外国人の方々、SNS等を非常によく使っている、慣れているというご意見が出されました。そうしたものを活用して情報を発信していこうというものです。都立図書館は都内図書館と連携して、多言語の書籍の検索あるいは取り寄せ、また、地域の情報の発信、そうしたものも積極的に行っていくってはどうかということです。

⑤は会議後に追加したものですけれども、「多言語絵本の活用」です。多言語絵本というのは、日本語を母語としない家庭のコミュニケーション、しばしば親御さんはあまり日本語は得意ではない、子どもは学校に行って日本語が得意だというようなことがあるわけです。けれども、絵本を通じてコミュニケーションすることはできるわけです。

そのために多言語の電子絵本、この電子絵本というところに多少「うん？」と思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、利用が簡便であるということがありますので、試験的導入でもよいと思います。あるいは都内図書館の多言語絵本、それぞれの自治体でたくさん持っているわけですが、その書誌情報を共有することで、東京都全体を1つの図書館のように扱うこともできるということです。

続いて「高齢の市民」ということで、①「デジタル機器利用のサポート」。こちらは、発言要旨の20番、あるいは23番に関わるものです。あるいは前回の部会でも出されていたこととなりますが、社会のデジタル化とその発展に伴い、デジタル機器、PC、タブレット、電子書籍、そうしたものの利用に戸惑う高齢者が増えているということで、組織的または個別にデジタル機器利用のサポートを行っていくってはどうかということです。ここにテーマ等も書いてありますが、こうした試みの実践を積み重ねて、都内図書館にノウハウを伝えていくってはどうかということです。

近年では、行政手続等が電子化されております。また、アメリカでは、図書館をこうした情報機器へのアクセスポイントにして、行政手続の支援などをかなり積極的に行っています。また、国連の会議などでもそういった、地域の図書館でインターネットを通じて、いろいろな情報を得る手伝いをする、そうしたポイントに使用する必要があるのではないかということが言われたりしております。そうしたことをより進めるためにも、都立図書館としてこうしたことをしてはどうかということです。

②「市民のピアサポート支援」ということで、こちらは24番、25番、26番と関わ

るものです。高齢者同士または異世代の市民とデジタル技術を学ぶ機会を提供するというものです。これは、部会では北欧の事例などが紹介されておりましたが、こうした試みの実践を積み重ねて、都内図書館にノウハウを伝えていくということです。

③「図書リストの公開」ということで、発言としては21番、22番に関わるものです。イギリスでは「処方箋としての読書プログラム」というのがかなり広範に行われております。これは、信頼できる図書のリストを専門家と連携をして作成をする、そして、それを地域の図書館で借りられるようにするというもので、例えば、イギリスなどでは認知症とか、あと、今、失念してしまいましたが、そうした信頼できる図書のリストを提供することが行われております。

医療・健康に限る必要がないかもしれませんが、こうした図書リストを公開する。それも、専門家等と連携をして公開していくというものです。これを個々の図書館、基礎自治体でやってもなかなか広がりは限定的ですので、都立が中心となって行っていく。基盤としてやっていくということも考えられるのではないかと思います。

4番が「働く世代、子ども・子育て中の市民」ということで、発言としては27番が関係しています。「非来館型のサービス」ということで、これは再掲ですが、市民の働き方は変化しております。電子書籍の提供であったり、あるいは遠隔地からのデータベース利用、そうした非来館型サービスを提供していくというものです。

それから②「オンライン読書会のホスト」で、様々な場所で読書会が開催されております。また、コロナウイルス感染症拡大を契機にオンライン読書も広がっています。こうした試みの実践を積み重ねて、都内図書館にノウハウを伝えていってはどうかということです。

今、先ほど言うのを忘れてしまったのですが、東京都立の図書館ですので、直接サービスを実施するというのももちろんあるわけですが、基礎自治体と差別化、差異化をするということはあると思うのですね。

デジタル、オンラインを使うことで、エンドユーザーにリーチできる可能性は広がっています。国立国会図書館などのサービスを見ていると、どんどんそうした形で、都道府県や、あるいは基礎自治体を介さなくても、エンドユーザーに直接サービスを提供することが増えてきていると思います。都立としてもそうしたことを今後広げられるのかどうか、そういった観点からも、例えばこういったことで可能性を探るということもあり得るのかなということで、挙げております。

③「子ども向けプログラミング・STEAM教育」ということで、これは発言としては29番、30番、37番、41番などが関わります。これからの社会において、デジタル技術活用能力というのはますます重要になると思います。そこで、子どもが楽しみながら自由にプログラミングやSTEAM教育、「STEAM」というのは、「Science (科学)」「Technology (技術)」「Engineering (工学)」「Art (芸術)」「Mathematics (数学)」という、その頭文字を取ったものなのですけれども、そうした教育を体験できる環境を整備する。学校でももちろん進めていると思いますが、カリキュラムに沿ってやるのものとは少し違う、子どもたちが、ある程度自由に多くの時間をかけて行えるような、そうしたことも図書館としてやってはどうか。海外の図書館などでは広がっていることですので、先進的なサービスという位置づけで、都立図書館で実施して、個々の図書館に広げていくということも考えられるのではないかとということです。

5番目は「教育を受ける世代」です。①「学校向けの電子書籍閲覧サービス」ということで、これは発言としては46番に関わりがあると思うのですが、都立高校の学校図書館の蔵書を補完するという観点から、生徒が自由にアクセスできる電子書籍閲覧サービスを提供する。また、英語多読用の電子書籍、英語多読用の電子書籍というのは、英語をたくさん読めるようにレベル分けされた、読みやすい英語の本などをシリーズとして出しているのですが、そうしたものの提供をするということも考えられるのではないかと。私も関わった事例で、大分県などでもこうしたことをやっておりました。

②は「学校図書館支援センター機能の強化」です。これは、学校教育をいかに図書館として支援をしていくかという観点で挙げておりますけれども、学校図書館活性化のため、都立図書館の学校図書館支援センター、今、都立ではこういった物理的なセンターはないということではあります、そうしたものを機能面でまず始めてはどうかということです。DXという観点からでは、例えば学校司書の情報交換のための基盤を作ってはどうか。学校司書というのは、学校図書館ではある意味、一人職場に近い。もちろん司書教諭とか校務分掌で関わりのある先生方はいらっしゃるわけですが、専門職の部分では非常にマンパワーが少ないというところがあります。そういったものの基盤を整備するという観点からやってはどうかということです。神奈川県立などは電子掲示板などを運用していて、積極的にこうしたものに関わっているということがあります。

③は「学校図書館の電子化支援」です。GIGAスクール構想以降、学校では1人1台

端末ということが進んでいるわけですが、では、学校図書館はどうかということでもいいますと、まだ十分進んでいないところもあるのではないかと思います。学校あるいは生徒の学習支援、そうした観点から、学校図書館もデジタル化を進めることは必要である。これは所管の関係があるので、直接図書館が行うというのは難しいかもしれませんが、技術的なサポート等は行えるかなということで、学校図書館のWi-Fi環境とか、電子黒板の設置であるとか、ファブラボ、そうしたものも、今、私立の学校図書館などでは整備をされているところもあって、この前、国立国会図書館の研修でも、そうした事例紹介がありました。そうしたことも考えられるのではないかと。

④は「関係者の人材育成支援」です。司書教諭、学校司書、地方自治体の児童サービス担当者、ボランティア、そうした方々の資質向上のため、これもオンラインによる講座を実施してはどうかということです。

ということで、最初に言うのを忘れてしまったのですが、基本的には都立が行うということがありますので、直接サービスをするものに関しては、先進的かどうかという視点をいれてここに挙げたということがあります。

それからもう1つは、基礎自治体を支援するというので、ちょうど上の人材育成なんかはまさにそういったことになります。

それから3点目として、基盤の整備ということで、都立図書館として、都内の図書館あるいは学校図書館、そうしたものの基盤づくり、そういう観点を踏まえてここに挙げたつもりです。

ということで、資料1の説明は以上です。では、小田議長、以上です。

【小田議長】 松本さん、ありがとうございます。他の委員からの補足をお願いすることになりますが、その前に、古屋さんが13時半でご退席と聞いておりますので、あと数分しかありませんけれども、ご意見等ありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

【古屋委員】 途中退席ということで、失礼をいたします。

今、サービス部会からの提案を頂きまして、大変勉強をさせていただいたところでございます。その中で、5番「教育を受ける世代」というタイトルがついているのですが、「教育を受ける世代」というのは全ての世代になるので、この冒頭に「学校」という言葉をいれて「学校教育を受ける世代」と、少し絞ったほうがいいのではないかなと思ったのが、1点でございます。

それから、先ほどご報告にもあった、都立図書館としての役割、それから、基礎自治体への支援の在り方ということとともに、ぜひ基礎自治体としてどう行っていくのか、どう関わっていくのかというようなところも、ご協議いただけたらありがたいなと思っているところでございます。

感想程度で申し訳ございませんが、以上でございます。

【小田議長】 古屋さん、ありがとうございます。

松本さん、今のご意見についてはいかがでしょうか。

【松本副議長】 ありがとうございます。おっしゃるとおり、「教育を受ける世代」と言いますと広いので、今頂いたように「学校教育を受ける世代」というほうが、より明確かなと思いますので、そのようにしたいと思います。

【小田議長】 それでは、部会の他の委員の方々から補足等を頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。名前をお呼びしたほうがよいでしょうか。

久我さん、いかがでしょうか。

【久我委員】 松本先生、取りまとめとご発表どうもありがとうございました。

私のほうでは、意見をきれいにまとめていただいてご発表いただいたので、特に補足するところはありません。もしご質問などで私の発言に関するところがあれば、後でお受けできればと思います。

以上です。

【小田議長】 ありがとうございます。

それでは、新居さん、いかがでしょうか。

【新居委員】 松本さん、取りまとめありがとうございます。

私が発言を多くいたしました外国人住民の利用に関しましては、こうあったら、より住民の利用が進むのではないかという意見と同時に、私はDXとかデジタルの専門家ではないので、どういうふうに、こことデジタルの部分を組み合わせれば、よりよいものができるのかというところは議論がさらに必要かなと、私、個人としては思っております。

せっかくですのでそういった、こういう人たちにこういう利用を促したいのだけれども、それとデジタルがどう組み合わせればいいのかという議論が、本定例会の中においてできればありがたいなと思っております。

以上です。

【小田議長】 新居さん、ありがとうございます。

それでは、和気さん、お願いいたします。

【和気委員】 松本先生、大変きれいにまとめていただきまして、また、丁寧にご説明くださりまして、本当にありがとうございます。

オフラインのサービスの話とオンラインのサービスの話とが前回のディスカッションの中では結構混在していた形だったのですけれども、今回のメインのテーマであるDXとの接続の部分を大変分かりやすくまとめてくださって、本当にありがたいです。

特にはないのですが、3番目の「高齢の市民」に対するところで、③「図書リストの公開」というところで、図書リストもDXとさらに絡めていくのであれば、これからの図書リストの形として、電子書籍と冊子体の資料、紙媒体の資料とミックスした形で、リンクを貼ったりですとかという形で、これからの図書リストとかということができのかなということをお話を伺いながら考えていた次第です。

それと、イギリスで実施されている「処方箋としての読書プログラム」は、認知症以外にも、松本先生もおっしゃっていましたが、イギリスでは鬱病ですとか、引きこもりを対象にしたようなプログラムの展開というのもされているので、対象は高齢者に限らず、イギリスではたしか高齢者だけではなく、若者であったり、外国にルーツを持つ方も広く対象にして展開していたりするので、ほかの対象に対しても展開していけるのかもしれないなということを考えていました。

以上です。

【小田議長】 和気さん、ありがとうございます。

それでは、赤羽さん、いかがでしょうか。

【赤羽委員】 松本先生、本当によくまとめていただいてありがとうございました。

私は3の「高齢の市民」のサポートところを多く話させていただいたのですけれども、DXを進めていくに当たって、使い手がついてこられるかというのは、DX上で分かるかどうか。そこにオフラインというか、リアルな何かが入らないとついてこれない人もいのではないかと、そんなことを考えて発言させていただきました。それが趣旨と合っているかどうか、皆さんにもいろいろご意見をお聞きしたいなと思います。よろしくお願ひします。

【小田議長】 赤羽さん、ありがとうございました。

部会の委員の方からの補足の発言もありましたので、これらに基づきまして、この協議会の他の委員からご意見等を頂ければと思います。今日、小林委員がご欠席ということで

すので、事務局で小林さんから何かご意見等を預かっているということはありますでしょうか。

【事務局】 小林委員からは特にご意見等を預かっておりませんので、そのまま進めていただければと思います。よろしく願いいたします。

【小田議長】 承知しました。

それでは、今日ご出席の各委員におかれましては、ご意見等お願いいたします。どなたからでも構いませんが、いかがでしょうか。

これは関根さんですか。お手が挙がっていますので、お願いいたします。

【関根委員】 すばらしいまとめをしてくださって、どうもありがとうございます。どちらかというとは私はこちらの部会に参加したかったかなと思うくらい、私の専門分野でもありますので。このところ全国の図書館の皆さんたちに「図書館のユニバーサルサービス」という講演会をさせていただいたりしております。

今回、少し気になったのが、障害者というのを視覚障害者だけに限ってらっしゃる点です。これは、もう少し広げていただいてもいいのではと思います。

読書バリアフリー法の対象は、視覚障害者にこだわっているわけでは全くありません。もちろん、「プリント・ディスアビリティ(印刷物障害)」という概念の中では、視覚障害者がメインではあります。しかしほかにも例えばディスレクシア(識字障害)とか、手でページをめくれない肢体不自由の人たちも全て「プリント・ディスアビリティ」の概念の中に入っています。ですから、「視覚障害者を中心とする様々な障害者」と、最終報告書には書いていただけるとうれしいです。

世界の趨勢としては、デイジーはもちろん大事なだけけれども、それよりも先にテキストのデジタル化や電子書籍化を進めるほうがいいのではないかという意見のほうが、今、圧倒的に多いです

子ども向けの絵本に関しても、目の見えない子どもたちが楽しめるデジタル絵本は、世界ではいろいろなものが出されてきていますので、そこは都も頑張っていただきたいですね。

あと、学齢期の子どもたちに対するところですが、その中にも当然ながら、発達障害や視覚障害、情報障害、いろいろなタイプの障害の子どもも学生もいる。当然ながらこれからは、先生の中にも、事故や病気で、例えば全盲や車いすユーザーの方が出てくる可能性は十分あります。ほかの国では7%は必ず居ると言われますが、日本では小学校に

0. 4%しか障害のある先生がいないというので、すごく今、教育委員会でも問題になっているのです。その辺りも今後は変わってくる可能性があると思います。

あと、高齢者のピアサポートは大変素晴らしいと思います。今基礎自治体の図書館から、例えば拡大読書器を置いてあるのだけれども、高齢者がなかなか使ってくれないという相談が来ます。私の提案は、高齢者のボランティアに、そこで拡大読書器を使って本を読んでもらってくださいということです。そうすると、別のシニアが通りかかったときに「こんなふうにすれば文字が大きくなるんだ」というふうに、使い方が自然と分かってくと思うのです。ですから、そういう形で「こんなふうにすると、自分の見たいフォントやサイズにできるんだ」とか、「場合によっては白黒反転や色の変更もできるんだ」などを知っていけば、次第に高齢者、そして弱視の方たちも、ピアサポートを受けるだけでなく、行うノウハウも得られるのではないのかなと思います。

ですから、今回は、大変素晴らしい報告を頂きましたが、障害の幅をもうちょっと広げるといふことと、ピアサポートに本人たちを入れていくというところ、そういう部分を増やしていただけるといいかなと思います。電子書籍も入れてください。3点です。

すみません。長くなりました。ありがとうございます。

【小田議長】 関根さん、ありがとうございます。今、お聞きしていて、私が若干うまく受け止められなかったところがあるので、補足をお願いしたいと思っているのですが、聞き間違いであったらごめんなさい。電子書籍の関係のところのご発言に「電子書籍化を頑張ってもらいたい」という、そういう言い回しだったように聞こえたのですが、この場合の主体は、電子書籍化を都立図書館が行うという、そういう文脈になるのでしょうか。

【関根委員】 自分たちでも、例えば「よむべえ」とかを使って、OCRで読むというようなことはやってらっしゃらないのですか。例えばほかの基礎自治体の図書館では、そういう形で電子化するというのも普通やりますし、大学の図書館では必ずやっている作業なのですけれども、都立の図書館では今はそういうことはやっていないということなのかしら。いわゆる自炊型というのは。

【小田議長】 そこはまた確認をしようと思うのですが、発言のご趣旨としては、今回の部会の資料の中では、電子書籍を用いた活動を促進するというのは上がってきているのですが、それに加えて、都立図書館が電子書籍化にもっと力を入れていけばよいという意味なのかどうかということ。私が、うまく受け止められなかったものから、お尋ねした次第です。

【関根委員】 それは、都立図書館が今どういう状態かというのは分かりませんが、ほかの文科省のグループや、長尾先生がいらした頃の国立国会図書館でずっと情報交換していたのは、テキストのデジタル化でした。英語圏ではBook Share（ブックシェア）というプロジェクトが世界的に有名です。「この本読みたい」と子どもたちや学校に依頼されたら、それをかつてはボランティアが自炊して、OCRをかけて、プルーフリード(校正)をかけて、1週間以内にデジタルで届けるという、ワールドワイドなプロジェクトでした。これによって、紙の本であっても電子化されたコンテンツを1週間以内に、世界の目の見えない子どもたちや発達障害の子どもたちは受け取れるという仕組みだったのです。

それは今では、百数十社以上の出版社と協力し、デジタルで作る本は、最初からアクセシブルにするというルールのもとで、紙の本を出版する際にブックシェアのデータベースに、デジタルファイルを提供するという契約ができ上がっているのです。(22年現在112万タイトルが教育目的で提供されています)

こういう形でのデジタル化を日本でも進めていきたいと思うのですが、例えば都立図書館が、そういうリーディンググループになっていただけないかという気がしているのですが、そこは都立図書館のお仕事なのか、そうでないのかというのは、私はよく分からないで発言しています。

【小田議長】 ありがとうございます。赤羽さんから、今の件に関係してのことでしょうか。お願いいたします。

【赤羽委員】 電子化といいますと、作家のところには1つ1つ電子化でいいかどうか、どの程度広めていいかどうか、教育的に電子化する場合にはお金が入るようになっていそうですね。それで、いちいちの許諾を出版社から頂く形でおります。

そこに図書館が、それを許諾なしにやるというのが今オーケーなのかどうかというのは、私は分からないのですが、その辺は確認していただけたらと思います。

【小田議長】 赤羽さん、ありがとうございます。

松本さん、今のことを含めて、関根さんから3点にわたってご指摘いただきましたけれども、これに関して部会としてはどのように対応されるか、ご意見等ありますでしょうか。

【松本副議長】 大変ありがとうございます。できたら関根さんから少しまとまった形でご意見を頂けると、大変ありがたいなと思って聞いておりました。

【関根委員】 メールします。

【松本副議長】 すみません、ありがとうございます。

今、国立国会図書館がOCRかけてという話は多分あると思うのですが、あれはどこまで遡及していくのかというのはよく分からないところあるのですけれども、多分、何十万冊というレベルでやっているという話は聞いたような気はするのですが。

多分、都立でOCRかけるというのは、今は著作権法の関係でもししたら難しいのかなという気はするのですけれども、音訳というのですか、そうしたものについては、著作権法が改正されて、それで、公立図書館でも今できるようになったわけですので、そういったことを広げていくということは重要なのかなという気はしております。

1点ご質問、私も聞きたかったのが、デジジーよりも電子書籍だということが結構最近言われているという話なのですけれども、さっきの話とも関わるのかもしれないのですけれども、電子書籍であれば、例えばEPUBとか、要するに民間で流通しているようなものであれば、例えばスクリーンリーダーとか、いろいろ専用のものがあるかもしれませんが、そうしたものがあるからそれでも結構いいのだという、そういう議論なのです。そこら辺興味があって、お伺いしているところなのですけれども。

【関根委員】 その辺、植村さんが今、手挙げてらっしゃるけれども。

では、簡単に私のだけ進めると、もちろんデジジーにできれば最高なのです。いろいろなものが分かりますから、デジジーが一番最高ののだけれども、それより先にまず、「この本を読みたい」というのがあったら、まずは電子書籍化してくれるほうが手取り早く手に入るの、そっちを先にやってというところなのです。

ですから、これは、たまにはフランス料理食べたいけれども、ふだんだったらラーメンでいいという。ちょっと例えがよくないかな。ふだんのご飯の定食はもうこのレベルでもいいから、とにかく電子化してほしいという。そういう要望のほうが強いということです。

EPUBの場合というのは、きっと植村先生が話ししてくださると思うので、そちらに譲ります。

【小田議長】 それでは、お待たせしました。植村さん、お願いいたします。

【植村委員】 読書バリアフリー法の関係者協議会で、座長代理を担当させていただいていますので、今の議論に関心を持っています。特に経産省の担当領域で、電子書籍を増やす検討を出版界と組んで仕事をしています。

その関係者協会の中でもこの議論はよく出るのですが、ご存じのようにデージー、特にマルチメディアデージーは1,500タイトルと少ないのが現状です。製作コストもかかるし、手間もかかるし、しかも再生機器が限定されています。障害者の皆さんは、購入してでもいいというか購入するのだからすぐ読める環境をつくってくださいという声を寄せています。この要望にすぐに対応できるのが、電子書籍です。

出版社としても、紙と電子を同時に出版して、大半の文芸書については電子書籍で読めることを目指しています。ただし、その電子書籍がTTS (Text To Speech) に対応して音声で読み上げできるかどうかは別の問題です。これに関して、出版界は、文芸作家と協働して、著作権的にはグレーなのだけでも、端末でTTSで全部読めるようにしようよという方向で議論はしています。

Amazon Kindleが販売する電子書籍であれば、TTSでほぼ読めるのですが、日本の電子書店ですと、音声読み上げができないようにしています。著作権的にグレーだけでも、「グレーのままにして読んでしまってもいいのではないのか。Amazonは読んでいるのだから、みんな読んでしまおう」ということです。少し暴論なのですが、著作権者や出版社と合意をしていく方向です。要は、法律判断を持ち込むとやらない方向になってしまうので、アクセシビリティを尊重して、むしろやる方法で行こうということにしています。

今、文字ものの電子書籍は紙と電子がほぼ同時発売になっています。タイトル数も、50万点を超えるタイトルが出ています。電子図書館にサービスされている電子書籍ですら、既に10万タイトルを超えています。こういうのがTTSで読めれば、視覚障害の皆さんが「すぐ読みたい」ということの要望に応えられるだろうと考えます。

一方、著作権法第37条3項の枠組みで、「この本読みたいのだけでも」と言って、それをせっせとボランティアが入力して、あるいは音訳して、あるいはマルチメディアデージーにしてとやっていると、労力の割に数が増えません。とにかく完全ではないけれども、コンピューター音声でいいから読めるようにしよう、多少の誤読はあってもいいではないかということで、進めているところです。関根さんがおっしゃった電子書籍を進めたほうが早いよねということは、私も同じ理解です。

あと、電子書籍をTTS対応にしていけば、デージー専用端末を使わないですむことも、すごくいいのですよね。デージー専用端末はどうしても高くなります。福祉行政で補助金を出して、専用端末を視覚障害の方が使うよりも、スマートフォンで無料で読み上

げてくれることのほうが広がりがあります。

ただ、残念ながら電子図書館対応をしている図書館はまだまだ少ないのですね。コロナ禍の2年間でかなり普及しましたが、公共図書館のある自治体で導入率は、22%、東京都ではもう少し高く、38%程度です。これはもっと広めていただきたいと思っています。

なお、さきほど話題になりましたけれども、障害者の利用に関しては、図書館が電子化したり、点字にしたり、あるいは音声読み上げにすることは、著作権者には許諾なく、著作権法上、問題なくできますし、既に取り組まれています。これは別に権利者に断りません。あくまでも視覚障害者、聴覚障害者に対するサービスとしては、法第37条の3項でやれることだと私は認識しています。

取りあえず補足です。

【小田議長】 ありがとうございます。植村さん、ご発言の中でTTSが出てきましたけれども、「Text To Speech」でよろしいでしょうか。

【植村委員】 はい。説明足りませんでした。そのとおりです。

補足しますと、Kindleに限らず、スマートフォンの機能でもテキストを音声で読み上げますが、誤読するのですね。正しく読めないです。さらに文芸作品であれば、太平洋の洋に子とかいて、「洋子」で、「ようこ」なのか「ひろこ」なのか、登場人物の名前なんて何が正しいのか分かりません。そういうのは、文芸家・作家の皆さんには全部目をつぶってもらって。多くの人にサービスされたほうがいいですね。

【小田議長】 ありがとうございます。

それでは橘さんから、お手が挙がっていらっしゃいますので、お願いいたします。

【橘委員】 いろいろすばらしい内容のご発言とかありましたけれども、私も関根さんとか植村さんと同じように、視覚障害者に対するサービスについて気になっていたのも、一言お伝えしたいと思います。

図書館のいいところというのは、どんな人でも受け入れるというところで、今、都立図書館でも視覚障害者向けの資料という形で、資料を充実、整備されていると思うのですが、そうしますと本当に限られた方だけしか利用できない。さっき関根さんがおっしゃったように、ディスレクシアの方とか、ほかの障害がある方とか、あるいはもっとシニアの方で、字が読みづらくなっている方も、そういった視覚障害者向けの方のサービスとかを利用できるようになるといいのではないかなと思いましたので、先ほど植村さんがお

っしやったような電子書籍で「Text To Speech」ですか、で、自動的に読み上げるようなサービスがもっと充実されていくと、本当に多様性を持った形で、図書館の利用が進むのではないかなと思います。

それは、例えば外国人の方も、よく漢字は読めないけれども話をするにはできるという方もいらっしゃるのですね。そういう方が例えば日本語の練習をするのに、自動的に音声で読み上げるような資料を利用することによって、そういった外国人の方向けのサービスも充実できるのではないかなと思いました。

今回いろいろな対象者を割とナローダウンしていく形で、サービスの充実について語られていたみたいなのですが、図書館の本当にいいところである、誰でも、いろいろな方を受け入れるという視点も1つ置いて、これからも議論していただくとうれしいなと思いました。

以上です。

【小田議長】 ありがとうございます。

赤羽さん、お手が挙がっているかと思います。お願いいたします。

【赤羽委員】 皆さん、すばらしい意見ばかりなところに、私は作家と違って違う立場なので、なかなか皆さんと同じ視野に立てないのかなと思いつつながら、こういう意見もあるということで、ちょっと聞いていただきたいと思います。

D Xを進めるに当たっても、出版界全体が豊かになっていくことが大事であって、それは作家もちゃんとした収入の安定があって、出版を届けるところがありまして、残念ながら今、電子書籍でそれが整っているわけでもなく、絵本なんかはまだ電子化されていない、許諾がオーケーをしていない人もたくさんいまして、全ての人が電子化にゴーを言っているわけではないということを、少し付け加えておきたいと思います。そういう意見もあるということは、頭の隅に。

書く人がいなくなれば、出版界として豊かになっていくという方向もまたしぼんでいってしまうのではないかなと思うので、サービスと同時に、出版界全体がより豊かになっていく、より多くの本を生み出す基盤もしっかりつくっていくというところで考えていただきたいなと思っております。

私は日本文藝家協会にも入ってまして、電子化のいろいろな勉強会にも出席はしておりますけれども、作家のほうは早いD X化に戸惑っている人もとても多くいるのが現状です。

以上、だから何だというわけではありません。そういう意見もあるのだということを、ちょっと頭の隅に入れておいてもらいたいなと思いました。

【小田議長】 ありがとうございます。

続けて新居さん、お願いいたします。

【新居委員】 今の赤羽さんのお話を聞きながら、そうだなと思いつつ、少し外国人視点のところから、今のDXの件で、TTSの件ですか、ちょっとお話をつけたいなと思っていたのが、今、日本に暮らしている外国人の多くが母語保持の問題に苦しんでいる方々が多いです。

つまり、お母さんとかお父さんは日本語がしゃべれずに、子どもたちは日本語しかしゃべれなくなっていく。全く媒介語がなくなってしまうと、中国語やタガログ語で本当だったらもっと深い話がしたいのに、特に思春期ぐらいになって親と話せなくなっていく子どもたちがすごくたくさんいます。ダブルリミテッドという問題も起きていて、そのために今、子育ては母語でしましようという運動が行われています。

ついつい日本人の人は、よかれと思って「日本語上手になりましたね。お母さん、お父さん」と言って、日本語の子育てを勧めてしまいます。母語で、親が安心できる言葉で100%子どもを育てていきたいと思いますというのが、今、運動で行われておりますが、その意味で言いますと、デジタルのたくさんの書籍というものが、図書館はこの無料制というところもあって、たくさん借りたい、借りられるというところで、お父さん、お母さんたちが、絵本みたいなものを媒介に、自分の言葉を子どもたちに継承しようという動きが行われております。

一方で、これはある多分限られた図書館かもしれませんが、私の周りでは、その図書館で母語の本を購入してほしいと思ったとしても、その母語の本が日本語に翻訳されていなかったら、内容検閲ができないので買えませんというところがあって、非常に有名な本しか多言語の本が手に入らないといったこともあります。

今、このDXの中で、権利問題があるということは重々承知の上で、世界中の本が自分の近くの図書館でデジタルで読むことができるならば、母語の中で子どもたちを育てることができ、そして、暮らしている環境から日本語を勉強できるということもあるので、日本国内の流通だけではなく、海外の書籍の流通の中で、図書館での電子書籍というものの広がりがあると、母語保持の観点から非常にありがたいなということを思いましたので、コメントさせていただきました。

以上です。

【小田議長】 ありがとうございます。

多岐にわたる意見が出ていると思いますけれども、松本さん、いかがでしょうか。

【松本副議長】 ありがとうございます。今、最後の新居さんのご意見で言うと、大学図書館だと、海外の学術文献の電子書籍の導入なんていうのは結構進んでるわけですが、一般のものというのは、海外のものはあまりないなという気はするので、もしかしたら植村さんは何かご存じなのかもしれないので、もしご存じでしたら教えていただきたいなと思いました。あと、先ほど法第37条3項の話で、私は音訳だけではできるのかなと思っていましたので、それ以外もできるということでしたので、そういう意味ではいろいろなことはできるのかなという気はするのですが。

都立として、視覚障害者、そしてそれ以外の方も含めて、どこら辺のサービスができるのかということ、あまり私もアイデアがないものですから。植村さん、関根さん、アイデアがありましたら、この場ではなくても、後ほどでも結構なので、頂けるとありがたいなと思いました。

【小田議長】 ちょっと話が展開しているので少し立ち戻って、そののち、植村さんにまたご意見を求めたいと思います。最初の関根さんからの問題提起の3点目のところの電子書籍の話は、今、活発に議論されているところですが、高齢者サービスの件、これはご意見として、今、部会から出されている資料とも沿うような形だと思うのです。1点目となる、障害者サービスを視覚障害者に限定しないで、もう少し広く捉えて、提言として述べていったほうがいいのではないかというご意見だと考えました。その点については部会としてもその方向で行く、あるいは逆に、今回は視覚障害者のところに特に焦点を合わせてやるのだというならば、それも1つの方向性ですので、そのあたりについていかがでしょうか。

【松本副議長】 今回の提言については、どちらかというと確かに視覚障害者に寄っているというのはおっしゃるとおりで、ご発言あったように、広げたほうがいいと思うのですよね。もう少し広い範囲で考えていくというのは非常に重要なことだと思いますし、近年はそうした動向が非常に重要であると言われるようになっているわけですので、ご意見いただいたような方向性で考えていきたいと、私は考えております。

【小田議長】 分かりました。ほかの委員から特にご異論なければ、この障害者サービスについては視覚障害者に限定しないで、広く捉えていくということで、提言をさらに充

実させていただくことにしたいと思います。

もう1つ、赤羽さんからのご意見については、今回の提言に直結するという形にはなかなか難しいと思うのですけれども、重要な視点です。最終的に昨年もう1つの部会でまとめたものと合体させることにもなりますので、最終提言の中で配慮する事項の1つとして取り入れるという形で進めるのがいいのかなと、議長の立場としては思いました。その点いかがでしょうか。

【赤羽委員】 ありがとうございます。それで大丈夫です。

【小田議長】 松本さんも、部会としてもそれでよろしいでしょうか。ほかの委員の方もよろしいでしょうか

それでは植村さん、またまたお待たせいたしました。お願いいたします。

【植村委員】 最初に障害者のサービスを広げるという点で言えば、ご存じかと思いますが、最近、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が成立しました。読書バリアフリー法が、どちらかというところと視覚障害に寄っていたということで、聴覚障害などの人たちのために、「アクセシビリティ・コミュニケーション法」と略称される法律が成立したのです。これもまた理念法ではあるのですけれども、視覚障害以外の人たちのコミュニケーション環境も整えましょうという法律ができておりますので、その点からも枠を広げるということは、よろしいかと思えます。

さらに、この辺は関根さんのほうが詳しいと思うのですが、よく海外ではプリント・ディスプレイアビリティ（PD）という言い方をします。これは印刷された文字が読みにくい人ということなので、当然、視覚障害だけではなくて、ディスレクシアや上肢障害者も含まれますし、先ほどから話題になっている日本語を母語としない人たちも含んで考えるようになっていきます。日本語を読むことに障害があるということは、日本語を母語としない人たちも同様です。これが先ほどの補足です。

それと、松本さんから問われたのは電子書籍の広がりのお話でしたか。先にアクセシビリティのほうを言おうと思って、忘れてしまいました。

【松本副議長】 すみません。自分でも質問したのが何だか忘れてしまったのですけれども、何だったかな。

【植村委員】 私もちよっと追加したいなと思ったのですけれども。

【松本副議長】 たしか新居さんのほうから、例えば外国人の方々……。

【植村委員】 分かりました。失礼いたしました。そうです。それも言おうと思いまし

た。

実は、まず日本で電子図書館向けのサービスをしている事業者としてメディアドゥが「アクセシブルライブラリー」を始めましたが、メディアドゥはもともとオーバードライブと組んでいます。オーバードライブはアメリカで最も普及した電子図書館サービスなので、契約次第で海外の電子図書も利用できます。

それと、日本で一番サービスしているTRC-DLも、ビブリオテカと契約していますので、海外の150万タイトルくらいの電子図書が全部、サービス対象です。

海外電子図書を契約している公共図書館も多少あります。英語以外の様々な多言語のコンテンツが多くあります。日本でも、英語圏以外の外国人住民の多い自治体から、多言語の絵本とか児童書など、このビブリオテカの提供している電子書籍を図書館で提供すること少しずつ始まったところですが、たしか提供されている言語数が100言語を超えているようです。だから、電子図書館などでDXだからこそできることが広がっています。ただ、まだまだ知られていないとか、残念ながら予算がないというようなことで、普及していないと思います。

さらに導入について言うと、先ほど東京都が38%で、まだ低いと言ったのですが、実は、契約してるタイトル数はもっと少ないのです。図書館の人は、電子図書館を導入しない理由に「タイトル数が少ない」とか「コンテンツが少ない」とすぐアンケートに答えるのですが、そんなことはありません。今、電子図書館が契約できるタイトル数は10万タイトルを優に超えているのですが、実際に公共図書館が契約している平均タイトル数は5,000タイトル程度ととても少ないものです。

だから、『コンテンツが少ない』とどの口が言ってるのだ」と時々強い言い方してしまうのですが、予算をうまく配分していただければ、かなり普及するのではないかなと思っていますところですが。

取りあえず補足でよろしいでしょうか。

【小田議長】 今、植村さんの発言の間に法律を調べました。チャットに法律名上げておきましたので、これでいいですよ（チャットに「法律名は『障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律』です」と記載）。

【植村委員】 これですね。

【小田議長】 部会のほうで必要に応じて、読書バリアフリー法だけではなく、こちらも少し参照しながらということもあり得ると思いますので、その点、松本さん、さらに検

討を重ねるときにお願いできますでしょうか。

【松本副議長】 分かりました。ありがとうございます。

【小田議長】 それでは、今まで出た意見とは異なる観点などありましたら、お願いいたします。

【植村委員】 植村からよろしいでしょうか。

【小田議長】 植村さん、お願いいたします。

【植村委員】 非常に充実したレポート、ご検討いただいたと思えました。図書館でこういうことできるといいよねという議論が多々あると思います。そのとき、気になるのは、日本で図書館がやってこない理由として、公民館の存在があるわけです。利用者の要望で、こういうサービスしてくださいという話があっても、一旦行政に戻すと、「社会教育法における公民館がありますから」となって、縦割り行政的なところで、「おしまい」となってしまふことが、あります。

図書館で取り組むからよさ、本を媒介しながら広げられるサービスはあるはずですが。先ほどの多言語サービスとか、日本にいる外国人に対する日本語教育とか、無料でできる語学の研修とか。そういうようなものは図書館だからこそ広げられると思っています。最近複合館になっていて、かえってその辺がうまく敷居を超えてしまったところも幾つか聞いておりますので、ぜひ、縦割りではないところで、積極的に図書館からのサービスとして広げることを検討いただきたいと思うところです。

以上です。

【小田議長】 今のご意見は特に文章化するとかということではなくて、この提言のベースに置く共通意識といったことでよろしいでしょうか。

【植村委員】 そういうことです。提言としてはあるのだけれども、実行に移していくときに必ず意見が戻ってきてしまうことがあるので、そこをさらに超えていく理論武装も必要なかなと思っています。

【小田議長】 分かりました。松本さん、今のことはよろしいですね。

【松本副議長】 大丈夫です。古くは1930年代の附帯施設論争から始まって、図書館なりにどうするべきかという話がありました。今おっしゃっていただいたように、海外などでは比較的、図書館でいわゆる日本でいう公民館的な活動をやっているわけですが、図書館だからこそその強みを活かすというのは多分あると思うので、あるいは実態として今かなり図書館で、場所としてプログラムを提供するということが増えてきていますので、

そうした視点は入れていきたいなと思います。ありがとうございます。

【小田議長】 それでは、新居さんからお手が挙がってましたね。お願いいたします。

【新居委員】 今回の件で、私、この前の部会のところでもお話をしたのですが、私なんか特にそうなのですが、外国人の視点でしか分かっていなかったりすると、「そうか、図書館と公民館の部分があるのだな」とかというふうに非常にダイナミックな議論ができるので、ありがたいなと思いました。ですから、ようやく部会と定例会のこの部分のつなぎ方がよく分かった気がするのですが、そこで1点、社会教育のほうの公民館ではできず、図書館ができるというところで、私、部会でお話したことがあります。それは、人がいるというところが大きいと思うのです。本を調べたい、情報を調べたいときに、図書館のほうに受付に人がいらっしゃって、そこで聞くことができる行為というのが、非常に外国人にとってはありがたい。

なぜかという、その方がユニバーサルに、例えば何らかの「やさしい日本語」でもいいですし、ポケットクとかを使っていただいてもいいのですが、話をして、答えることを業務にされている方がいらっしゃることが大きいなと思っています。公民館においては、その部分が少し足りないところもあって、情報を、聞かれたものを調べて提供するというところに、非常に大きな強みがあるなと感じておりますので、この辺りも、今お話があった件に加えてコメントとして残したいと思います。

ですから、図書館だったら行けるという人たちは意外と多い。なぜならば、図書館では尋ねることを嫌がられないから、というのを外国人から聞くことがあるということをお伝えしたいと思います。

以上です。

【小田議長】 ありがとうございます。

松本さん、よろしいですか。

【松本副議長】 大丈夫です。そういった視点をに入れていきたいと思います。ありがとうございます。

【小田議長】 「視点」という話をこの今日の会議の冒頭でしているように、いろいろなところに派生するので、どこまでうまく提言の中に取り込むかというところが課題になると思います。ただ、今頂いたご意見は大変重要なところでもあるので、うまくDXとの関わりを持たせながらまとめていただければと思います。

それでは、五十嵐さん、何かご意見等ありますでしょうか。

【五十嵐委員】 ありがとうございます。専門の皆さんから貴重なお話をたくさん聞かせていただいたところです。

障害のある方も、日本語以外を母語とする方も、そしてまた高齢者の方も、多様な方々のそれぞれのニーズに応えられる図書館で集えて、そのサービスが受けられる世の中になっていくのだなということを改めて感じました。

教育についても、先ほどちょっと話題になっていましたが、学校でDXが始まろうとしています。例えば、学習者用デジタル教科書も入ったばかりなのですけれども、これも本当に子どもたちがカスタマイズできる教科書なのですね。教科書は、今まで当たり前と同じものだったのですが、学習者用デジタル教科書は、子供によっては背景の色を反転させた方が見やすかったり、文字の色、文字の大きさを大きくした方が読みやすかったり、あるいは国語や英語は音声で聞けるのですけれども、速さは遅くもできますし、早くもできますし、その子にカスタマイズした、その子にふさわしい学びの環境の第一歩として作られています。

これからこういったカスタマイズに慣れた子どもたちが、人生100年時代ですから、生涯にわたって、図書館でも当たり前のように自分に合ったやり方でサービスが受けられるというのは素敵だなと思います。私自身、専門の皆さんからのお話を伺って、大変勉強になりました。ありがとうございます。

【小田議長】 ありがとうございます。

ほかにご意見等ございますでしょうか。

橘さん、お願いいたします。

【橘委員】 今回のサービス部会は、ターゲットが図書館利用に障害がある方を対象とされているのでしょうか。都立図書館の強みである、ビジネス利用に向けての層に対するサービスがあまりないのかなと思ったので、質問させていただくのですけれども。

もしないのであれば、利用のために、高齢者向けに赤羽さんがおっしゃったのと同じところで、例えばデジタル機器利用のサポートとして、DXを使ったサポートを入れていただくと、ビジネスに特化している方たちも利用が進むのではないかなと思いました。

どういうことかといいますと、例えば都立中央図書館に行って、1階のところにいろいろな検索機が置いてあるのですけれども、正直言って、どうやって使っているかがよく分からない。あと、何に使うためのものかというのがよく分からないということがあるので、それをわざわざ聞きに行くということは、あまり皆さんなさらないと思うのです。

なので、図書館のほうでそれを認知させるために、例えば講習会を開く。それはオンラインでも、オンラインの、例えばZ o o mとかこういうT e a m sを使った講座でもいいのですけれども、そういったものをやることによって、どういう形で、いろいろな形のレファレンスが取れますよとか、レファレンスも充実させていく。そういうことを通じてまた利用者につながることによって、いろいろな意見を吸収することができて、サービス向上につながられるという視点があるのではないかなと思いましたので、コメントさせていただきます。

以上です。

【小田議長】 ありがとうございます。今ご指摘いただいた点、ちょうど先ほど視点の確認で用いた、第30期の協議会のテーマのところの「協議の視点」に、「想定される利用者像」として例示しているものを、今回、部会では中心に据えながらということになっているかと思います。

恐らく今のご発言と関係するところは、「働く世代」が一番近いところになるのかなと思います。そうすると今回の資料で行けば、資料1の4番の項目ということになります。ここが「子ども・子育て中の市民」と一体になっているので、今の橘さんのご意見を踏まえるならば、この辺りを分割して強調するといったやり方もあり得るのかと思います。そういった理解の仕方、橘さん、よろしいですか。

【橘委員】 はい。ありがとうございます。

【小田議長】 これに関しては、松本さんいかがでしょうか。

【松本副議長】 ありがとうございます。

都立のほうでも多少そういったことはやっている部分あると思うのですが、先ほどから議論出ているように、デジタル化、DX化することで、どんどんそれにキャッチアップできない市民が生じるということは多分あると思います。そこら辺の手当てというのは重要になってくると思いますし、そういったデジタル、ネットワークに情報源があるということになると見えにくくなるということもありますので、そういったものの利用を促進するいろいろな手立てというのはやっていく必要があるのかなとは思っております。

4番にどういう形で入れるのがいいのか少し分からないので、もしアイデアがありましたら、橘さん、後ほどで結構なので、ご意見を頂けると大変ありがたいなと思っております。

【橘委員】 よろしく申し上げます。

【小田議長】 関根さんからかな。ちょっと手が挙がって、また手が下がってしまったかなと思ったのですが。関根さん。

【関根委員】 今のお話は本当にそのとおりだと思います。去年のパラリンピックのときに「We T h e 1 5」という映像がずっと流れていました。人口の1 5%にはなんらかの障害があるというメッセージです。ですからここで、いわゆる障害者というのを1番目に入れていて、あと2、3、4と続くわけですが、このそれぞれの1 5%が障害のある人なのだという概念のもとで、全体をユニバーサルにしようという方向に進めていってもいいと思います。

当然ながらバリバリ働いていらっしゃる方の中にも、車椅子のユーザーもいれば、聞こえない人、見えない人も当然います。れいわ新選組から2人、重度障害の国会議員がいましたが、ああいう方々も本を読むときには、読書バリアフリー法の対象として書籍を読むということが可能になっていくと思うのですね。

ですから、図書館がビジネス客向けということであればなおのこと、ユニバーサルデザインは大切です。中小企業の社長さんたちはみんな5 0歳を越しているケースが多いのです。人間は5 0を越すと必ずどこかに障害が出る。軽度重複障害者になっていくのですね。聞こえなくなったり、見えにくくなったり、動けなくなったりするわけで、それがちょっとずつ出てくるのだから、ビジネス客というのは、実はイコール、ユニバーサルデザインのお客様なのです。そういうふうに考えると、今回の全ての層の中に必ずアクセシビリティを入れていくというのを基本にしていただけると、もう少し幅が広がると思います。

それとさっきの、赤羽さんのご発言に対する感想です。実は私も日本ペンクラブの会員です。ペンクラブの皆さんと話していると、彼ら彼女らが電子書籍化についてちょっと不安を持っているのは分かるのですが、必ずしも電子化すると作家がいなくなるというわけではないという理解も増えてきています。

それは音楽業界を見ていただければ分かると思います。今はほぼネットにシフトしています。LPが売れなくなったとしても、問題ないのです。音楽の環境は、売り方がネット経由に完全に変わりました。私は本もそうになっていく可能性があると思っています。ですから、電子化が進むということは、作家がいなくなるということと同義語ではないので、その辺を本当は作家の先生たちにも分かってほしいという気もします。

この辺りはどっちかというところ、植村先生が今、頑張ってる場所ではないかと

思うのですけれども、この2点です。よろしくお願いします。後半のほうは意見ですね。

【小田議長】 ありがとうございます。後半の2点目はご意見として、部会としても承るということになると思います。1点目に関しては、今回提言をさらにまとめていくにあたって、章立てというか構成というか、そこに関わる場所でもあると思います。当初の部会からの予定は、想定される利用者像に沿った形で5つの項目に整理をしたという作り方だと思います。

今、関根さんからのご発言に関しては、それらに通底するような要素が、障害者サービスをさらに広げたところにあるのだというご指摘だと思いますので、そのあたりは整理の仕方、部会でどうされるかということでもありますが、構成として、言い方を換えると障害者サービスという、特に1番のところを基本にしながらという、そうした作り方を、今おっしゃっていただいたのだらうと思います。その辺りの整理の仕方について、松本さんにまずはご意見を伺って、今日の定例会として、どういう方向性でさらに詰めていただくかを確認したいと思います。

松本さん、いかがでしょうか。

【松本副議長】 ありがとうございます。すぐパッといいアイデアが浮かばないところはあるのですけれども、例えば一例として、1の「図書館利用に障害のある市民」というのを、これまでご意見いただいたように、視覚障害者からもう少し広げてという話で、それはそのまま枠としてはつくっておいて、例えば6番、新しい項目を設けて、こういった考え方、通底する部分については、そういったところでまとめるというのもあり得るのかなとは思ったところです。ほかにいいアイデアがあったらお出しただけるとありがたいです。

【小田議長】 恐らくどのやり方をするにしても、若干は「帯に短し…」という話になっていくところも残るのとは思いますので、提言の最後にまとめて共通する問題を指摘するというやり方でも、もちろん構わないかと思います。その辺りも含めて部会で検討していただくことでよろしいでしょうか。恐らくそのほうが、時間的なことも考えれば一番建設的な方向かと思います。

では、特にご異論なければ、部会のほうで今の構成のことも含めてご検討いただきたいということで、今日の定例会の中では、この5つの柱立てを基にしながら、さらに1つ、共通するような内容のことを踏まえながら触れていくことにしたいと思います。

ほかに今日の資料1に関しまして、ご意見等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、ご意見も出尽くしたといいいましようか、様々なご意見が出されましたので、先ほどいろいろな議論の方向性についても個別にご意見等がありましたので、それらを踏まえてまとめていただきたいと思います。部会の今回の資料1に基づいて、これをさらに充実させるということで、皆様よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【小田議長】 対面でやっていると、「異議なし」とか「お願いします」とかということになりますが、今、植村さんからグッドマークが出ましたので、ほかの方も同様と受け止めて、ご了承いただいたといたします。ありがとうございます。

それでは、幾つかの課題があるかと思えますけれども、松本さん、柱立てのことを含めて、今後検討をよろしく願いいたします。

【松本副議長】 ありがとうございます。大変貴重な意見をたくさん頂きまして、皆様のご意見を踏まえて、次の部会でまた議論を深めていきたいと思えます。ありがとうございました。

【小田議長】 それでは、この後の進め方について、事務局からスケジュール等ご紹介いただけますでしょうか。

【企画経営課長】 それでは、今後の協議スケジュールについてご案内させていただきます。資料4「第30期都立図書館協議会 協議スケジュール案」をご覧ください。

本日ご協議いただいた内容を基に、8月に第2回利用者に応じたサービス部会を開催しまして、内容検討及び取りまとめを行う予定でございます。部会でご検討いただいた内容を、第5回定例会にお諮りすることになります。

その第5回定例会ですが、9月を予定しております。日程調整につきましては別途ご連絡いたしますので、引き続きご協力のほどよろしくお願いいたします。

【小田議長】 ありがとうございます。

それでは進行を事務局にお返ししたいと思います。ありがとうございました。

【企画経営課長】 小田議長をはじめ、委員の皆様、本日は誠にどうもありがとうございました。

以上をもちまして、本日の第4回定例会を閉会とさせていただきます。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

午後2時33分閉会